

口蹄疫に関する追加対策申し入れ（第三弾） 2010. 5. 6

自民党口蹄疫対策本部

1 封じ込めについて

(1) 5月5日現在、23例(牛13例、豚11例) 33,985頭(牛2,917頭、豚31,068頭)の口蹄疫感染が確認されている。これ以上の感染拡大は宮崎県のみならず、畜産・酪農産地としての九州地域全体に壊滅的影響を与えることになるので、国の責任において一定区域内の自衛的全頭殺処分など、感染封じ込めに全力を尽くすこと。

(2) 移動制限区域外での発生を完全に封じ込めるため、今後2週間程度、すべてのチェックポイントにおいて一般車への対応を含め、24時間体制での万全なチェック体制をとる必要がある。そのため、自衛隊の増派を含め早急な対応をとること。

2 処分について

(1) 感染が確認された場合、獣医による殺処分が72時間以内に行われることになっているが、豚で最大15,747頭が感染した農場をはじめ、今後も大量発生が懸念されることから、処分に時間を要した場合に、その間に口蹄疫ウイルスがまん延する可能性がある。したがって、家畜防疫員、獣医師並びに殺処分の際の作業補助員を大幅に増員すること。

(2) 殺処分及び埋却・消毒の順番については発生順となっているが、発生順にとられずにまん延防止対策を第一に考え、早急な処分を行うこと。

3 緊急的な一時保管について

(1) 殺処分された牛・豚を埋却する土地も人員も不足していることから、移動制限・搬出制限区域において、と体及び未処理物の緊急的な一時保管施設として、保冷コンテナを積極的に活用すること。

4 その他

(1) 宮崎県の家畜改良事業団で宮崎牛の精液の生産管理を行っているが、この施設に感染が拡大した場合、今後の宮崎牛の生産に壊滅的な支障が出ることから、施設周辺において徹底的な感染防止対策を実施すること。